

UBS スイス株式オープン

追加型投信／海外／株式



第7期決算のお知らせ

『UBSスイス株式オープン』は、2017年8月7日に第7期決算を迎えるました。当期の収益分配金につきましては、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

当期分配金 0円(税引前)
(1万口当たり)

■決算日 : 2017年8月7日

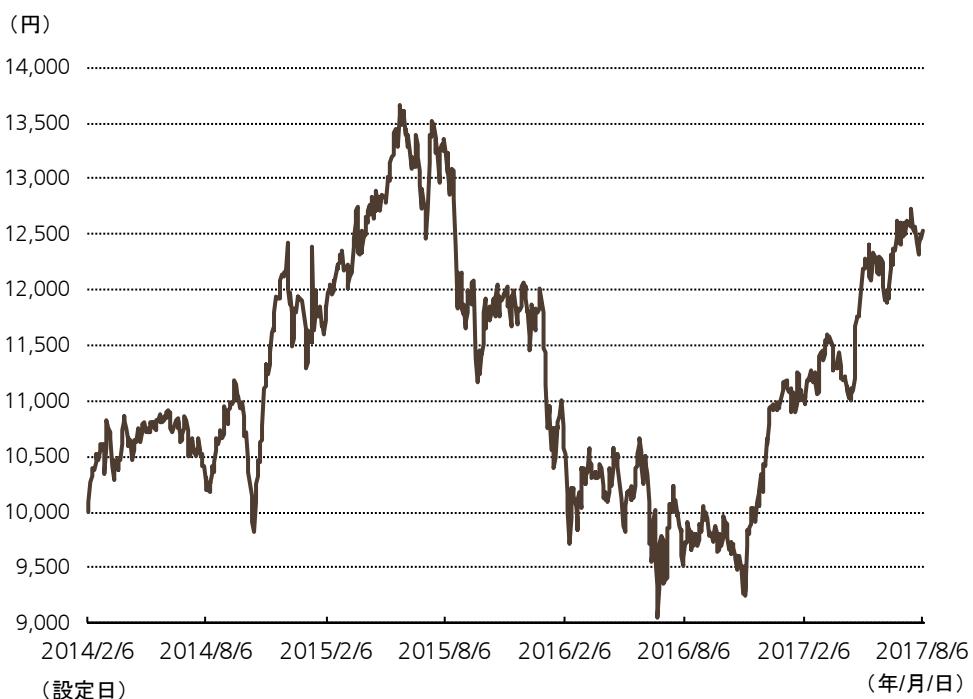
(計算期間:2017年2月7日 ~ 2017年8月7日)

■設定来分配金累計 : 2,250円

■基準価額(8月7日現在) : 10,220円(分配落)

※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。
分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■基準価額(分配金再投資)の推移(設定日～2017年8月7日)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

ファンドの特色

- 主としてスイスの株式に投資を行います。
- 優れた技術力、ブランド力によって、グローバルに競争力の高い事業を展開するスイス企業を中心に、中長期的な収益成長力に照らして投資妙味が高いと判断される銘柄を組み入れます。
- 運用は、UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)が行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあります。その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

2. 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期的に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

3. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

4. 流動性リスク

市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドのご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>3.78%(税抜3.5%)以内</u> で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に <u>年率1.6902%(税抜年率1.565%)</u> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">委託会社</td> <td style="width: 30%;">0.700%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.800%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.065%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> ※ 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※ 投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。	委託会社	0.700%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.800%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.065%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
委託会社	0.700%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.800%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価									
受託会社	0.065%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価									
その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等</td> </tr> </table> 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> ※ 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用										
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等										
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料										
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用										

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金単位	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払します。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、購入・換金の申込が行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	スイス取引所の休業日またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
信託期間	平成26年2月6日から平成36年2月5日まで ※受益者に有利であると認めたときは、信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることになったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として、毎年2月5日および8月5日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
投資顧問会社	UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)
受託会社	野村信託銀行株式会社

販売会社

商号等	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2633号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
UBS証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2633号	○	○	○	○
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡しますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。© UBS 2017. キーンズ・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、UBSの登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。